

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和2年10月6日（火） 13時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 令和2年度教育功労者表彰の受章者が決定しました
- ・ 令和3年度三重県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応を定めました
- ・ 人権学習指導資料その2「考えよう！新型コロナウイルスに感染したときのこと」を作成しました
- ・ 令和2年度高校生フェスティバルを開催します

発表項目

○令和2年度教育功労者表彰の受章者が決定しました

今日は4点ありますので、順次ご説明させていただきます。1点目は、本年度の教育功労者表彰の受章者が決定したというものです。県教育委員会では、県内の教育、学術の発展、文化財の保護顕彰に功績顕著な方を、教育功労者として表彰させていただいております。今年度は3名の方を決定させていただきました。

別紙の功績概要を少し見ていただきますと、まず学校教育功労として森下善郎様、県立四日市農芸高校の教諭です。昭和61年4月から教諭として農業教育の振興に貢献して、特に農業教員をめざす生徒の指導でありますとか、平成27年度に全国産業教育フェア、「産フェア」と呼んでいるものなんですけれども、そのリーダーとしての重責を果たしたという方です。

それから、2人目が学校保健功労ということで小林詔三様、学校医、園医です。昭和54年から、松阪市の中学校、小学校、幼稚園において、現在まで41年間にわたりまして、児童生徒の健康診断、健康相談等に当たっていただいております。松阪地区医師会の活動をはじめ、広く地域医療活動にも尽力をされております。

それから、3人目が教育行政功労ということで山田康彦様です。元県の教育改革推進会議の会長、現在は三重大大学の特任教授でいらっしゃいます。平成19年8月から平成29年9月まで、推進会議の委員、会長を務めていただきまして、今の教育ビジョンの前になる教育ビジョンとその前の教育ビジョンを取りまとめていただいたり、県の中高一貫教育の推進会議の会長など、非常に幅広く県の教育行政にご尽力いただいた方です。

表彰式を令和2年10月27日に県庁講堂でさせていただきますので、ぜひまたご取材いただければありがたいです。この表彰は昭和34年度からで、今年で62回目で、今の3人の方を入れて個人634人、団体144団体を表彰させていただいております。

○令和3年度三重県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応を 決めました

続いて2点目が高校入試の関係です。令和3年度、今年度中に実施する高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応を、新たに定めたのでお知らせするものです。

通知文書の形になっておりますけれども、今回4点ございまして、1点目は、新型コロナの影響により、前期選抜等、「等」と書いてあるのは、前期選抜以外に特別選抜とかスポーツ特別枠選抜とかがありますのでこういう表記をさせていただいています。それと、後期選抜を受検できなかった生徒、志願者への対応ということで、まず今までどおり、既に予定されております前期と後期の追検査というのがございます。それをまず受検いただくんですけども、この追検査も受検できなかった志願者の方には、今回新たに追々検査を前期後期ともに設けさせていただいて、受検の機会を確保いたします。ただ前期選抜の追々検査は、前期選抜で入学定員の100%全てを募集する学校の学科・コースで実施をさせていただきます。実施日は前期選抜は2月18日です。実施する学校は、桑名の衛生看護科、他を含めて全日制課程7校7学科・コースです。それから後期選抜につきましては、3月29日に追々検査を実施いたします。この対象ですけれども、新型コロナウイルス感染症に罹患し、それぞれの選抜、そのあとの追検査を受検できなかった者。保健所等から濃厚接触者と特定されて自宅待機の期間にあり、受検できなかった方。それから、海外に居住している方で、検査の14日前までに帰国できず、受検できなかった方としております。

2点目は、海外に居住する者の入学志願ということで、海外に居住する者は入学志願にあたって、検査当日に入国後14日間を経過していることといたします。そのために、パスポートの写しで確認をさせていただきます。万一、何らかの事情で帰国できない場合は、今申し上げた追検査、追々検査により対応いたします。

3点目は、出願関係書類の提出方法ということで、原則、各高校へ中学校等の担当者の方が持参ということですが、希望する中学校におかれては、郵送での提出も可能とするものです。

4点目が、Webによる合格者発表ということで、3月18日に行います合格発表においては、従来どおり各高等学校での掲示板で発表するわけですが、それに加えてWebページの発表を新たに行います。まず、高校ごとのURL、QRコード、ファイルの開封パスワードを記載した文章を受検者の方に配付いたします。3月18日9時30分から16時30分まで、まず各高校で合格者の受検番号を掲示いたします。それに合わせて同時刻に専用のWebページで、受検番号、PDFファイルですが、公開をいたします。中学校等には、市町教育委員会を通じて、URL、QRコード、開封パスワードを文書で配付いたしません。

別紙が今申し上げた部分で、今回新たに追加するのが、2月18日(木)の前期選抜の追々検査と、3月29日(月)の後期選抜の追々検査ということになります。

○人権学習指導資料その2「考えよう！新型コロナウイルスに感染したときのこと」を作成しました

3点目が、人権学習資料その2「考えよう！新型コロナウイルスに感染したときのこと」というのを作成して提供いたしましたので、お知らせいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関わる偏見やいじめ、差別行為などの人権侵害は断じて許されず、あってはならない行為であります。こうした人権侵害を防止するため、県教育委員会では5月末の学校再開に合わせて、人権学習資料「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」を作成して、県内の学校に配付をいたしました。これについては、全部は把握できていないんですけれども、把握できたところで、小中学校で7割ぐらいのところでは活用していただいて、県立では5割近くが活用ということになっております。それから、全国からも10件ほど、利用したいというご要請がございました。

そうした中で、県内の感染者が500件を超えて増えているということと、児童生徒や教職員への感染もあるということで、昨日現在で公立の学校関係者で28名が実際に感染したということと、それ以外にも学校関係者、児童生徒が濃厚接触者になって、PCR検査を受けているという状況もございます。そのため、5月に作ったのは、例えば、県内で起こった中華料理店を舞台にした差別的なことを扱ったものなんですけれども、今回は、児童生徒がもっと感染をより身近なものとして捉えて、自分や友達が感染したときの心境とか行動について考えられるような学習資料その2として作成いたしました。

特徴としては今申し上げたのが1点と、2点目が、短時間でも学習できる構成といたしまして、児童生徒の発達段階に応じて学べる4つの学習展開例を示しております。内容の概要ですけれども、全ての学校種向けに、誰もが新型コロナウイルスに感染する可能性があるということを理解して、その中で生活していく上で大切なことを考えてもらう。次は、小学生・小学部向けということで、「あったかメッセージを届けよう」と題してございますけれども、感染した友達の不安を想像して、励ますメッセージを考えようというものです。次が小学校、中学校向けということで、誰が感染しても安心して学校に戻れる環境づくりについて考えようというものです。次は中学校、高等学校向けですけれども、感染によって、やっぱり学校行事が中止になるということもあり得るので、そういったことを想定して、悔しい気持ちとかがありますけれども、そういう気持ちを整理したり、感情をコントロールしたりすることの大切さについて考えるというものでございます。資料を別冊としてつけさせていただきました。

○令和2年度高校生フェスティバルを開催します

最後の4点目が、本年度の高校生フェスティバルを開催いたします。県内の高校生が日頃の学習や文化芸術活動の成果を発表いたします「令和2年度高校生フェスティバル」を開催いたします。新型コロナウイルス感染症対策のため、例年より縮小した内容もありますけれども、日頃の学びや活動の成果を少しでも多くの方にご覧いただけるよう一部はショッピ

ングセンターで開催したり、該当高等学校へリモート中継も行います。期日は10月23日から25日までです。場所は総合文化センターを中心に、一部はイオンの津ショッピングセンターで行います。

内容4点ありまして、1点目の「第30回三重県立高等学校産業教育フェア」、これは工業、農業、商業とかの専門学科、あるいは総合学科、それから特別支援学校で学ぶ生徒の作品や学習内容の展示を行うもので、これについては、今回初めてイオン津ショッピングセンターのセントラルコートに展示をして、ご来店されている多くの方に見ていただきたいというふうに思っております。

それから、「みえ高文祭」ということで、内容のところを見ていただきますと、文化活動の成果を発表するというので、写真、書道、美術・工芸などにつきましては、検温や連絡先の確認をして、同時に入場する人数は制限しながらも公開をさせていただきます。マーチングバンド、バトントワリング、合唱、吹奏楽などは非公開で実施をさせていただきますが、大ホールの舞台発表は、出演生徒の家族の方々に公開をさせていただきます。

3点目が、定時制通信制の生徒が生活体験を発表するというものがあるわけですが、これにつきましては、リモートで各参加校に中継をさせていただきます。普段は、発表する生徒の話を、他の生徒も会場で直接聞くわけですが、その代わりにリモートで対応させていただきます。

4点目が、これは中学生や保護者の方向けに「高校紹介ひろば」ということで、10月24日に開催をいたします。検温や連絡先の確認、同時に入場する人数を制限して実施をさせていただきます。

ご来場者の方には、マスクの着用、手指の消毒をお願いいたします。風邪症状がみられる方は来場をご遠慮いただくことにしています。あと「COCOA」と「安心みえるLINE」のQRコードの読み込みにもご協力いただければと思います。これらについては、ガイドラインと各イベントで策定する感染症対策に基づき実施をいたします。

私からは以上です。

発表項目に関する質疑

〇令和3年度三重県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応を定めました

(質) 県立高校の入学者選抜の関係で、前期選抜の追々検査をする学校7校7学科・コースは、後期選抜をそもそもやらないのですか。

(答) そうです。もしそこで定員に満たない場合に限り再募集をするのですが、そういうことで、(前期選抜で)100%のところを対象に実施するということです。それ以外のところは、後期選抜でも受ける機会がありますので、そういう仕分けにさせていただきました。

(質) 日程を見ると、前期選抜の追々検査は、前期選抜の合格発表のあとになっていますが、前期選抜で定員を満たしてしまった場合は、追々検査はどういうふうな形で対応される

のですか。

(答) まず2月3日、4日(の検査)の合格発表については、通常の判定基準に基づいて合格発表をさせていただきます。その定員がどこまで埋まっているかに関わらず、追々検査でも同様の趣旨の問題と判定基準に基づいて合否を判定させていただきます。ですので、もし100%埋まっていたから追々検査を受ける方の合格がゼロというわけではなくて、本来の検査と同じ基準で合否を判定させていただきます。できるだけ2週間というのがありますので、2月3日、4日からできるだけ2週間を確保したく、こういった日にちを設定させていただきました。一方で、次の2月22日には、後期選抜の願書の受付が始まりますので、そこまでには、前期選抜で何人合格したかが後期選抜の人数の差し引きになりますので、その兼ね合いもあってこの期日に設定させていただきました。

(質) 前期選抜の15日の最初の合格発表は、2月3日、4日の検査と10日の追検査を合わせて発表する形になっているのですか。

(答 高校教育課長) そうです。

○人権学習指導資料その2「考えよう！新型コロナウイルスに感染したときのこと」を作成しました

(質) 新型コロナの人権学習の関係なんですけれども、今回あらためて「その2」ということで、自分のまわりに感染者が出たことを想定しての資料になっているかと思うんですけれども、あらためて今回作られたねらいを伺えますか。

(答) まず、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見、いじめ、差別というのは、決して許されるものではないということです。それで、現在感染者が増えて、学校関係者、児童生徒も含めて感染したり、あるいは濃厚接触者になっているという状況を考えたときに、児童生徒一人一人が、より自分のこととして、もし感染が自分に発生した場合、あるいは友達に発生した場合を考えるというきっかけを作って、決して感染した人を責めるということではなく、温かく見守る、自分が感染してもそうなるということを学ぶということで、やはり目的は、いじめ・差別をもちろんしない、許さない、あるいはなくそうとする態度を身に付けてほしいと思っています。最初に出したときも、かなり児童生徒は学んでもらったんですけれども、やっぱりそれ以降、自分の身近に感染者が出ている状況がありますし、今後も三重県のPTA連合会、保護者の方のご理解も不可欠ですので、連携して取り組んでいきたいというふうに思っております。

(質) わかりました。ありがとうございます。

○令和3年度三重県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応を定めました

(質) 入試のことで確認なんですけれども、大学の入試、センター(大学入学共通テスト)とかだと、自分の意志で後ろのほうの試験を受けられたりしますけど、これはあくまでも、

病なりコロナで受けられなかった場合にしか、追々検査なり追検査は受けられないということではなかったですか。

(答) そうですね。

(質) じゃあ、意図的にこの日程がいいからというのは無理だということですか。

(答) そうですね。追加で申し上げますと、今年度入試を見直したのは、既に2点ありまして、これもお伝えしていますが、1点が、4月、5月と長期休業が続きましたので、前期選抜の出題範囲を見直して、少し少なくしているということと、それからもう1点は、部活動などの中で、スポーツの活動、全国中学校体育大会とか三重県の中体連の大会とか、文化行事が縮小したりなくなったりしていますので、そういう活動の成果を調査書とか面接で言う機会があるんですけども、その部分について、それがなかったからといって不利にならないように、日頃のプロセスとか日頃の成果をしっかりと多角的、総合的に評価してもらうという、この2点を今まで決定しているんですけども、今回3点目ということでさせていただきます。

(質) 追々検査の対象はあくまでコロナにかかった人限定ということなんですか。それ以外の例えば病気やけがの場合はどうなるんですか。

(答) コロナ以外は対象外です。コロナの濃厚接触者になった方はもちろん対象ですけども。

(質) 追検査に関しては、今までどおり、例えばインフルエンザになってしまったからとかで受けられるけど、追々検査は違うということですか。

(答) そうです。インフルエンザの関係は、今おっしゃっていただいたように、2月3日、4日が前期選抜で、その間5日をとっておりますので、インフルエンザの場合はそこで受検いただくことが可能ということで、そのように設定させていただいております。

(質) 今のところなんですか、追々検査の受検資格のところ、「新型コロナウイルスに罹って、各選抜およびその追検査を受検できなかった者が対象」となっていますが、これ素直に読むと、「普通の前期選抜がコロナで受けられなくて、かつ追試験もコロナで受けられなくてという人じゃないと(追々検査を受けられない)」というふうに読めてしまうんですけど、そうではなくて、インフルエンザで普通の前期選抜がダメで、コロナで追試験がダメだった人でも追々検査を受けられるんですよね。

(答) 2月3日、4日の試験がインフルエンザでダメで、そのあとコロナに罹患して追検査がダメな場合に受けられるかということで、それは受けられます。

(質) でもそれだと追検査と追々検査の間が2週間空いていない。インフルエンザで受けられなかったあと、追検査のときにはコロナになって、そこから追々検査になると8日ぐらいしか空いていないから、それは受けられるのか。

(答) 受けられるというのは、みんなが医学的に受けられるというよりも、受検資格があるという意味で申し上げます。

(質) 実態としてはそれは受けられないのでは。

(答) 2月18日にさせていただいたのは、ぎりぎり後ろのほうにこの日を設定したんですけれども、その人たちの合格通知もありますし、2月22日には後期選抜の願書の受付が始まりますので、そのときまでに前期選抜の合格者数を確定させていく必要があるということで、今回この期日を設定させていただいております。罹る時期とかいろいろあるかもしれませんが、我々もできるスケジュールの範囲で、少しでも受検の機会を確保したいと思いでさせていただいているところです。

(質) これまでと違うところは、追々検査を設けたということだけですかね。ベースとしては、追検査についてはこれまでどおりのスケジュールでやっていますよね。

(答) そうです。

(質) 3月18日の合格発表というのは何の合格発表ですか。

(答) これは後期選抜の合格発表と、前期選抜については少し言い方がややこしくて、前期選抜は2月15日に内定通知ということで、正式な合格発表ではなくて、前期と後期を合わせて3月18日に合格ですということを発表いたします。

(質) 追々検査で、定数を考えずにとというか、基準どおりに合格者を出していくということになると、かなり学校ごとで最終的な人数に偏りが出たりする可能性はないですか。追々検査を受ける人は限りなく少ないと見ているわけですかね。

(答) ものすごく多いということは想定していません。場合によっては受検の機会が、100%前期でとったときにその学科を受けられないということが考えられますので、そこは避けたいということと、例えば桑名の衛生看護とか、白子の吹奏楽とか、相可の食物調理のように、三重県でも特徴のある学科・コースを前期で100%とるということですので、志願される生徒は一定数になっているということがございます。その中で、繰り返しですけども、もし新型コロナの影響で、100%の中に受検の機会がないということのを避けたいという思いでさせていただきます。

(質) 入試のWebによる合格発表は、今までやったことはないのですか。

(答) 三重県の県立高校では初めてです。

(質) 掲示板による発表は間を空けて実施するのですか。

(答) 間隔を空けるなど、それはそれで密にならないような工夫をさせていただきます。

(質) 先ほどの教育長の発言は、後期選抜の追々検査にもあたることですか。後期選抜の追々検査についても、定員前提というより、基準を満たせば定員を超えても認めるのですか。

(答) 我々の想定としては、相当数が定員を超えるということは考えていません。その中で、受検機会がなくなったということのを何とかなくしたいということですので、今までの受検者の動向や受検者数を見ながら、定員を著しくとか相当数超えるということは、当然ながら想定はしておりません。

(質) それは今の感染者や濃厚接触者の状況を考えたらという前提のもとですかね。

(答) そのとおりです。

○令和2年度教育功労者表彰の受章者が決定しました

(質)今年の教育功労者表彰で、学術文化功労がいつも出ているんですが、今年入っていないのは何かあるんですか。3人が上限なんですか。

(答)3人が上限ではなく、5人のときもあります。昨年度は学術文化がお一人で、30年度は学術文化の分野では受章者の方はいなかったんですけども、28、29年度はお一人ずつで、その前にも該当者がいないということはありません。

(質)功労のジャンルを毎年順繰りで選んでいくという感じなんですか。

(答)そういうわけではありません。

(質)どういう考えのもとで功労が3つ選ばれるのですか。

(答)まず各課から、例えば文化学術功労でしたら、そういった該当の団体さんとか市町のほうに相応しい方がどうかという照会をさせていただきながら、我々のほうでも該当者について検討しながら、推薦もいただいて、そこで選考に入的过程中で、今回は学術文化の方がいらっしゃらなかったということになります。

(質)最終的に表彰者を決めるのは、どういう審議の経緯を経ているのですか。

(答)今申し上げた推薦に基づいて、表彰審査委員会を事務局に設けていまして、私が審査委員長をしています。その中で選定基準を設けておりまして、そういうのに基づいて審査をさせていただいています。

(質)その審査委員は県教育委員会事務局の方々ですか。

(答)そうです。

(質)何人ですか。

(答 教育総務課)全員で6人です。

(質)教育長含めて6人ですか。

(答 教育総務課)はい。

その他の項目に関する質疑

(なし)

以上、14時02分終了